

Ⅲ 小規模事業所勤労統計調査の説明

1 調査の目的

常用労働者を5人未満雇用する事業所における雇用、給与及び労働時間の状況を把握することを目的として、令和2年は中止となった毎月勤労統計調査特別調査の代替措置として統計委員会の要請に基づき実施。

2 調査の対象

令和元年毎月勤労統計調査特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所

(参考) 令和元年毎月勤労統計調査特別調査の属性的範囲

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」に属する、調査期日(令和元年7月31日)現在において常用労働者を5人未満雇用する事業所

3 調査の時期

令和2年9月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、9月の最終給与締切日現在)について行う。ただし、特別に支払われた現金給与額については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間を対象とする。

4 主な用語の定義

(1) 常用労働者

調査期日(令和2年9月30日)現在、当該事業所に在籍している労働者で、次に該当するものをいう。

期間を定めず、又は1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者

(2) きまって支給する現金給与額

1人平均月間きまって支給する給与。

労使契約や事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給する給与をいう。

(3) 特別に支払われた現金給与額

令和元年10月1日～令和2年9月30日の1年間に支給された特別給与。

きまって支給された給与以外に現金で支払われた給与のことで、夏季又は年末の賞与、3ヶ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確かな給与をいう。

(4) 実労働時間

1人平均通常日の1日の実労働時間。

労働者が実際に働いた労働時間をいう。早出時間、残業時間、手待時間も含むが、休憩時間は除く。

(5) 出勤日数

1人平均月間出勤日数。事業活動に従事するために実際に就業した日数をいう。